

Q&A

Q. どうやって願出なの？

A. スカラネット・パーソナルから願出できます（願出には一定の条件があります）。スカラネット・パーソナルから願出できない場合は、所定の願出用紙により郵送でご提出ください。

Q. 途中で、通常の返還に戻すことはできるの？

A. できます。所定の用紙により願出してください。

Q. 卒業して1年以内は証明書不要ってホント？

A. 卒業翌年の6月以降に新たな所得証明書が発行されるまで、証明書の添付なしで審査可能です。
※他の条件もありますので、願出の前に詳細を確認してください。

減額返還

Q. 返還する総額が減るの？

A. いいえ、利子を含む返還予定総額は変わりません。月々の返還額は2/3、1/2、1/3又は1/4になります。

Q. いつまでできるの？

A. 最長15年(180か月)です。
ただし、1年ごとに願出する必要があります。

返還期限猶予

Q. 返還する総額が増えちゃうの？

A. いいえ、利子を含む返還予定総額は変わりません。

Q. どれくらいの期間延ばせるの？

A. 最長10年(120か月)です。
病気・生活保護受給中など一部の事由は、その状態が継続している期間となります。
ただし、1年ごとに願出する必要があります。

〈経済困難事由〉収入等の基準

減額返還		あなたが扶養している子供の人数	
		2人	3人以上
給与所得の方 (年間収入金額)	400万円以下	500万円以下	600万円以下
給与所得以外の 所得のある方 (年間所得金額)	300万円以下	400万円以下	500万円以下

返還期限猶予

給与所得の方 (年間収入金額)	300万円以下
給与所得以外の 所得のある方 (年間所得金額)	200万円以下

※被扶養者がある場合、親への援助がある場合などは、一定額を控除して収入基準以下になる場合には願出が可能です。

スカラネット・パーソナルによる願出



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

郵送による願出

〒119-0385 ※専用郵便番号のため郵便番号と宛名のみで届きます。
独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口

日本学生支援機構ホームページ



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan

奨学金相談センター

ナビダイヤル 0570-666-301
9:00～20:00 月曜～金曜(祝日年末年始除く)

JASSOの制度 減額返還・返還期限猶予

返還困難になった時、返還額を減らして返還期間を延ばす**減額返還**か、一定期間返還を先送りする**返還期限猶予**を願出することができます。

令和6年4月より、減額返還がさらに利用しやすくなりました



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization